

令和5年11月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和5年12月19日（火）

〔委員会の概要〕

福山委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

森口保健福祉部長

理事者におきまして、説明及び報告すべき事項はございません。よろしくお願ひいたします。

福山委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井村委員

私からは、保育所や認定こども園における調理師さんの処遇改善についてお聞きしたいと思ひます。

先日、徳島県内五つの市町で八つの保育園を運営している法人の理事長さんから御相談がありましたので、お答えいただけたらと思ひます。

現在の調理師さんの配置基準は40人までは一人、41人から150人までは二人、それ以上は3人であるとお聞きしております。

現在では0、1、2歳児の受入れも増えて離乳食が増えつつある中、様々なアレルギーを持つ園児が更に増加し、アレルギー食の調理に細心の注意を図り対応をしているとお聞きしております。

仮に、120人規模の保育園では二人での調理は到底無理ということで、私立であればその事業所が自己負担で加配しているということですが、この事が経営的にも負担が大きいとのことでした。設置基準は同じなので、公立であればそれぞれの自治体で負担して加配していると思ひます。

まず、確認したいのはこういった場合の公立における加配分、所管というのですけれども、それはやはり自治体負担でやられているのでしょうか。教えてください。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、井村委員より公立の保育園におけます調理員の加配に関する負担についての御質問でございます。

公立の保育施設の運営費につきましては、交付税措置によりまして一般財源化をされて

おりまして、公立保育施設への調理員の加配につきましては、こうした財源によりまして実施主体であります市町村におきまして、工夫がなされているところでございます。

一方、私立保育園におきましては、国が定めます公定価格から算定をされました施設型の給付費が支給をされておきまして、私立保育施設に対する調理員の加配につきましては施設の判断によるものでございますが、実施主体であります市町村によっては、実情に応じまして市町村単独で支援を実施されている所もあると聞いております。

井村委員

それぞれの自治体で差が出てきているとのことなんですけれども、この制度は何十年も見直されることもなく、そのままとお聞きしております。

実情に合わない配置基準を見直すべきではないかと思いますが、どう認識されていますでしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

施設基準に関する御質問でございます。

井村委員からお話ございましたとおり、食物アレルギーを持った乳幼児が大変増加をしているような状況でございます。

それに伴いまして、より細やかな配慮というものが必要になってまいりまして、安全で安心な給食の提供や食育の推進、これらを図るためには現行の基準を超えた調理員の配置による体制の充実や、必要な財源の確保、これらが重要であると県も認識をしているところでございます。

こうしたことから、県におきましては、これまでも国に対してアレルギー対応ができる調理員につきまして、基準以上の配置を行うための加配に対する加算制度の創設について政策提言を行いますとともに、全国知事会を通じまして機会あるごとに同じような内容で提言を国に行っておりまして、今年度におきましても、子供子育て政策を強力に推進するための提言であったり、令和6年度の当初予算に向けた提言、これらにもしっかりとこの事項について盛り込んだところでございます。

引き続き、保育士の配置改善とともに、これら調理員の配置に対します制度的な、また財政的な支援の拡充に向けまして、国に対して継続的に提言をしてまいりたいと考えております。

井村委員

おっしゃるように、本当に現場は大変らしいです。

調理をするにも1工程ごとにアレルギー食の誰それちゃんの分、次の工程で誰それちゃんの分というように、小鍋がいっぱい並ぶらしいのですね。

余談になるのですが、保育士さんのほうもものすごく気にしているのは、調理師がどれだけ一生懸命料理をしても、おやつとかそういう破片、ビスケットの破片が落ちた、隣の子が間違っただけを食べてっていうのもあるらしく、調理師さんだけでなく、保育士さんのほうもものすごく細心の注意を払ってやっている。調理師さんにおいても保育士さんにおいても、今まで以上に負担が大きくなっているんだなと思います。

次に、栄養士さんについてお聞きしたいのですけれども、現在1週間に何日とか何時間とか栄養士さんが訪問されているようです。

栄養士さんも一緒に調理をされている施設もあるとお聞きするのですが、栄養士さんを調理のスタッフにすることはできないでしょうかと提案を頂いたのですけれども、可能なのでしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、栄養士の方に調理員として活躍いただくことができないかというような御質問でございます。

井村委員からお話ございましたとおり、栄養士の方に調理員として勤務していただくことは可能でありまして、既に県内の保育施設におきましても実績があると聞いているところでございます。

なお、栄養士の配置によりまして、献立やアレルギーからアトピーなどへの助言、食育に関する継続的な支援を受ける場合はもちろんなのですけれども、栄養士の方が調理員を兼務する場合につきましても、栄養管理加算の対象になりまして、園としては質の向上にもつながり、望ましい体制が取れるものと考えております。

一方、栄養士の方につきましては資格職でございますので、人材が限られているということもあり、人材確保についてはなかなか容易ではないということもお伺いしているところでございます。

井村委員

資格職なので募集するのが大変とは思いますが、義務化していただいて、しっかりと対処していただくほうが、いわゆる質も上がるし、全体的なところにつながっていくのかなと思います。

最後に国の制度について、先ほどもおっしゃったように知事会を通じて、しっかりと制度の見直しというのをおっしゃっていただいているということですが、まだそういう見通しがなければ、これだけ長年の間、見直しがされていないということであれば、今後どうなるか分からない。県の独自施策として、各市町村に指導するだけじゃなくて予算を付けるとか、午前だけのパートタイムだけでも、本当に有り難いのですよというようなことをおっしゃっていたのですけれども、現状を踏まえて今後の見解を最後にお聞きしたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、国の施策がなかなか進まない中で、県の施策としてということで御質問を頂きました。

県におきましては、これまでも調理員の職員配置加算制度の創設につきまして、県独自で国のほうに提言を行うとともに、全国知事会を通じましても機会あるごとに提言をしてきたところでございます。

また、国のこども家庭審議会の中に子ども・子育て支援等分科会というのがあるので、そこにおきましても調理員の配置につきまして、現在の人員配置では園児の給

食調理を行うことがなかなか難しいのではないかというような議論も審議会の委員から意見が出ておりまして、国におきましても、現在この課題につきましてもは認識され始めていると考えているところでございます。

引き続き、国に対しましては県の役割として、保育現場の声をしっかりとお伝えをいたしまして、調理員の配置に対しまして制度的、また財政的な支援の拡充に向けまして取組を進めてまいりたいと考えております。

井村委員

現状もしっかり把握されていて、それぞれの自治体にも指導監督をされていて、国に対してもしっかりと見直しの提言をしていただけたということは認識いたしました。

確認できましたので良かったなというよりは、今後、処遇改善につながりますようお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

竹内委員

事前委員会の時に少し高齢者介護の話をさせていただきました。

一般質問でもさせていただきましたが、その延長線上と言いますか、お聞きをしたいことがございますので何点かお伺いします。

先般、介護報酬の改定で0.7%ぐらい増額になって、介護従業員給料が6,000円程度上がるということが前段に報道されておりましたけれども、先般、介護報酬の上げ幅を来年度から1.59%に上げようというようなことが示されています。

単純に考えると、その上げ幅が6,000円だった賃金増を単純に倍額ぐらい1万2,000円ぐらい上がるというふうに捉えていいのか、その介護報酬の改定が、来年度以降の介護にどのような影響を与えるのか、現段階で整理ができていることがあれば教えていただきたいと思っております。

坂野長寿いきがい課長

介護報酬の改定につきましては3年に一度見直されることとなっており、現在国の社会保障審議会、介護給付費分科会で議論されております。

竹内委員のおっしゃるとおり、その報道では月額6,000円程度が引き上げられることに加えて、今回の分で介護職員の処遇改善を上乗せして全体で1.59%のプラス改定にするという方向案が示されたところではございますが、詳しい数字まではまだ把握してございません。

竹内委員

分かりました。

恐らく、その1.59%を賃金に加算しても、相当足りないという状況ですけれども、報道を見る限りでは、物価高対策を含めて1.59%に引き上げることですから、恐らく賃金のほうにそれなりに配慮をされるという状況ではないと思っております。

何度もしつこいように言いますけれども、ある程度の公費で賄う部分と、保険料で賄う部分、それぞれあろうかとは思いますが。今の状況を考えると公費をきちんとそれぞれの立

場で導入して、それなりの賃金体制とか事業所の体制づくりというところに担保していかないと、山間地もそうですけれども、県内全体で介護の状況が悪くなると考えています。その辺についてお考えがございましたらお伺いをしたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

今回の審議会の見直しの報告案につきましては、光熱水費といった物価高については、0.45%相当を別途確保して、全体では2.04%となるというような方向が示されているところではございます。

処遇改善を上乘せして1.59%のプラス改定されることにつきましては、今後その申請の方法が示されると思うのですけれども、その中では計画とか実績報告という形で、その部分がきちんと介護職員さんの給与や賃金に反映されているかという確認の手段がございまずので、そういった手段を通じまして、確実になされているかを確認していけたらと考えております。

竹内委員

先ほどの保育の部分もそうですし、この介護の事もそうなのですけれども、答弁として、全国知事会や四国知事会を通じて、いろいろな要望、政策提言を挙げていくということなのですけれども、私も、一般質問で答弁を頂いてから、全国知事会、四国知事会の政策提言の内容について見させていただきました。例えば、介護に対する政策提言であれば、古い資料かどうかわかりませんが、2項目なんですよね。

介護人材の確保、それから介護報酬の引上げ、その2項目のみ、ほかの要望も大量にあるわけです。その中での2項目なので、どういう取扱いをされているのか、どういう議論をされているのかというのは、十分通じているのか通じていないのかというのは分からない状況です。

しつこいぐらいこれはもう国に要望していただかないと、今までの経過を見る限りでは、ほとんど影響がなされないと思っています。

冒頭、介護報酬の改定が3年に一度という答弁がございましたけれども、ちょうど来年、介護報酬と診療報酬、それから障がい福祉サービス、この三つが同時に改定をされる年です。6年に一度です。

改めて思いますけれども、3年に一度改定をするというのではなくて、介護報酬に関しては毎年改定をするべきだと思います。それは、今の地方の賃金の状況であったり、物価高の問題、とりわけその物価高の問題というのは、想定を超える状況です。県も補正予算やいろいろな手立てを通じて、いろいろな業種に支援をされていますけれども、今のままで3年置いておくと、とんでもない状況が生まれるのではないかなという思いが強いです。

介護の勤務状況で言うと、全産業平均より7万円程度介護従事者については安いという状況の中で、例で言うと、山間地域では、高齢者の方が身を削って地域の高齢者を介護しているような状況もございまずし、県内全域で若い人達が安定して仕事を続けられるという状況ではないと思っています。

どうしても今のままでは、賃金ができるだけ高い所に労働者が流れていくというのは、

仕方がない、もう止めようがないので、看護職場なんかもそうですけれども、県内で、仕事^が安いので淡路に流れていく、淡路より、阪神地域が高いので、そちらに流れていくという傾向は強いですから、人口流出を止める意味でも、一定程度の労働条件を担保するという^{こと}を、県として考えるべきだ^{と思}うのです。

そういう意味では、毎年介護報酬の改定をしてくれという国に対しての要望を、全国知事会や、四国知事会を通じてやっていく時期なのではないかなと思っています。遅いぐらいだ^{と思}いますけれども、そういうことに対してお考えはございますでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

介護報酬の改定が3年に一度ということ、毎年改定をするということでの要望につきましては、今後検討させていただいて、この前の部長答弁でも、御答弁させていただきま^したように、介護保険制度におきましては、国においてしっかりと制度設計していただくというところもございますので、その部分について、実態と合うよう要望していくべきもの^と考えておりますので、その辺も含めて検討させていただけたら^{と思}っております。

竹内委員

是非お願いします。

知事会での要望事項ですから、整理をする段階というの^はあろうか^{と思}いますけれども、徳島県として、全国知事会、四国知事会にここは毎年改定をしてい^ってくれという^ような段階を踏んでいただ^きたい^{と思}います。

とりわけ物価高については、もう何度も言いますけれども、先が見え^ません。1.59%の介護報酬の引上げ幅が^どういう使われ方をするのか、事業所の物価高対策に埋没して^いく^のではないかな^なという気も^しています。

これだけガソリン代が高い状況の中で、遠い距離を行けば行くほど、赤字になるという事業所が多いのも事実なので、そこは県として何らかの対応を、これはもうずっと考えて^いくべき^だらう^と思っています。

この要望の作り方がよく分からないのですけれども、^どういう整理をされて知事会に要望^にな^って^いっているのか、もし資料としてあるよう^でしたら、わかるよう^でしたら、お^答え^いた^だき^たい^{と思}います。

坂野長寿いきがい課長

今、手元には資料はござい^ませんが、基本的には全国知事会から、各都道府県に照会が^来て、それぞれ取りまとめて^いう^ような形^で、最終的な全国知事会としての提言でま^とめ^られているように記憶して^ござ^います。

竹内委員

手順としては^そうい^うこと^になるので^しょうから、今日の意見と、答弁内容を踏まえて^いた^だいて、議論の^上に載せて^いた^だき^たい^なと思^って^います。

何度も言いますけれども、本当に事業所を継続させて、高齢者介護の担保をする、しかもそこに勤められる方々の安定的な労働状況を担保して^いく^こうい^うこと^を考えると、本^当

に、国の公費、国の示す保険料、報酬改定だけではもう絶対無理な状況だろうというのを何度も申し上げまして、介護についてはまた改めて質問したいと思います。

扶川委員

それでは、ICTを活用した教育に関して、今回のタブレット故障を受けた対応をお聞きしたいと思います。株式会社四電工の寄贈にどう対応すべきかということで、既に文教厚生委員会の委員外発言で、意見は言わせていただきました。要は、今回の寄贈によって、全て水に流すので、いいですよというのでは駄目だという意見でありまして、まだまだ故障が増加しつつありますので、きちんと責任を取っていただくまでは、今回の補充の入札や、更新時の入札には参加していただかないようにしたほうが良いと、私は思います。

今日は、今後のタブレットの現場での活用に関して二つ意見を言わせていただきます。

第1にハードの問題ですけれども、とにかく低速である通信環境と、ロースペックのタブレットでは使い物にならない。

現場の中学校の先生からお話を聞きました。タブレット自体の性能は今、コア数、スレッド数、クロック数で一般的に決まって、数が多いほど処理が速いのですが、現在使われているタブレットは、コアが二つしかない。今安いパソコンでも五か六ぐらいが当たり前ですから、完全に時代遅れになっております。

さらに、家庭でもたくさんのタブレット、パソコンを同時に接続しますと、通信速度が遅くなりますけれども、何十台何百台、一遍に使うと、遅くなるどころか、止まってしまふ。これでは、黒板に印刷した紙を貼るのと変わらないではないか。むしろプリントを使うほうが早い、何のために使うのか分からないという意見も伺いました。

小中高たくさんの学校でどういう状況が生まれているのか、全体の把握をしていましたら、何か御報告いただけることがあったら教えてください。

酒井学校教育課長

小中高での活用の方向ということですが、全体の状況といたしましては、故障又は生徒の状況、あるいは教科の状況によりまして、必要な場面で先生方の判断によってお使いいただいているところになっております。

例えば、よく使われる場面といたしましては、理科の授業で、自然を観察し、それをタブレットで写真に収めて、それを何日か、何週間か繰り返して、その成長を見ていくのですとか、あるいは体育の授業では、その実技のところで模範となるものを、動画を見て、それを真似をしてやってみるとか、あるいはグループ学習とかで、まず個人個人で考えてみて、それをグループや教室の中で共有するとか、そういうような活用の方向でなされているところになっております。

扶川委員御指摘のとおり、高校の端末というのが大量に壊れているというところで、不足端末の整備を急いでいくということが急務だろうと思っております。その次に必要な端末のスペック、又は通信環境につきましては、教育DX加速化委員会で検討しております。こちらで議論を進めていきたいと考えております。

扶川委員

現場の現状を把握されていますかという、お尋ねだったのですが、恐らく難しいと思いますので、改めて把握してほしいとだけ申し上げておきますが、実際苦情が上がっています。

今も御指摘いただいたように、理科の授業、体育の授業、グループ学習の授業、本当にタブレットを生かせばいい局面とかたくさんあるのですよ。せっかくそういう可能性があるのに、今のハードでは駄目だということを言われているわけですから、早急にどうすればいいかという対策を立てて、予算を打つべきです。

総合教育センターのほうにも、電話でかなり時間を掛けてお伺いしました。通信速度の問題についても、今、検討中だと。学校の規模にもよりますからね。小さい所だったら家庭と同じですから、問題はないと思いますけれども、どれだけのお金が掛かるのですか、十万単位、百万単位、千万単位ですかと言ったら、後のほうの単位ですって言われましたけれども、下手をすると学校当たり千万単位の予算が掛かるかも分からない。早く目途を立てて、対策を立てていかないと間に合わないですよ。是非、急いでやっていただきたいと希望を申し上げておきたいと思います。

今回寄贈されるタブレットは、ラップトップのパソコンモードがあります。これは、いいですね。コア数も四つあります。ちなみに私も数年前にラップトップを買って使っておりますが、やはり四つあるのですね。数年前ですよ。

寄贈されるタブレットは、使い勝手が良さそうですが、UFSとって、従来のハードディスクとは違う速い記憶媒体を使っていますから、処理速度も格段に上がるのは間違いないと思います。

しかし、現時点では、これも前に申し上げましたが、それほど性能が良い機械とも言えない。8ギガないのですよね、4ギガ。このあたりも含めて、これから整備していくものは、性能の良いものを与えていかないといけないと思います。日進月歩ですから、提供されるソフトについても。まして今のコアが二つのタブレットというのは、どうにもならないと思うのですけれども、これは一体いつまで使い続ける予定になっているのか教えてください。

酒井学校教育課長

今、高校では、ツーウェイ製のUBookを使っておりますけれども、こちらをいつまで使うのかという御質問です。

こちらにつきましては、現状では、不足端末が多くなっているというところで、また残っている端末もこれからの故障というのが読めない状況になっております。

この中で、今不足している端末というのをまずは補填をしていく、補充をしていくということで、どのように調達をしていくべきか、調達するとすれば、どのような機種、OSになるのかということにつきましては、教育DX加速化委員会で検討しているところになっております。

また、次に残っている端末をどうするのか、更新に向けて、いつ頃から調達をしていくのかという点につきましても、教育DX加速化委員会で検討しているところでして、こちらにも議論を急いでいきたいと考えております。

扶川委員御指摘のように、高校の端末を子供たちが効果的に活用できるように、その環境づくりを急いでいきたいと考えております。

扶川委員

今のツーウェイのタブレットは、いつまで使う予定であったのですか。

酒井学校教育課長

令和3年度の初めから導入をしております、5年の計画でしたので、令和7年度末の予定です。

扶川委員

あと2年使うのですよね。超時代遅れになりますよ、これは。

今回寄贈されるパソコン、ラップトップタブレットのほうが、ずっと性能がいいですよ。それでも最先端ではないのだから、今の時代遅れの物も含めてこの際、入れ替えていくべきだと。子供の教育には代えられませんよ。せっかく投資するのだから、思い切ってそこまでやるべきだと思いますがどうでしょうか。

酒井学校教育課長

子供達に常に最先端の環境でこのICTを活用した教育を保証していくべきだという御指摘だと思います。

その考えは、我々も持ってはいまして、できるだけ早くICTを使った教育を、不便なく保証していくことが重要だと思っております。先ほどからも申し上げておりますとおり、教育DX加速化委員会のほうで、今不足している端末、それから今後の更新に向けて、どのような端末を整備していくかというところは検討しているところでして、議論を急いでいきたいと考えております。

扶川委員

教育DX加速化委員会の検討している資料の中にタブレットが並んでいますよね。これより性能のいいものも入っています。

最低でも、今回寄贈されるものよりも、良いものをお願いしたいなと思っております。良いものに投資しておけば長く使えるのですよ。今回みたいに安物買いをやってしまうと、使えなくなってしまうわけですよ。そのときは高くつくかも分からないけれども、しっかりしたものを補充して、長く使うというスタンスを取って、選定していただきたいと思えます。

たちまちWindowsについては、再来年10月にサポートが切れますから、どちらにしたところで、令和7年にはサポートが終了するので、捨ててしまってもいいのですよ。この際、Windowsを続けるのかも含めて、最良の選択をお願いしたいと思えます。

小中学校を含めて、タブレットの性能や回線の速さが教育の効率性を左右するので、それについては、できるだけ早くインフラ整備を進めたいというお答えでございますので、

是非これからそういう姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

第2に言いたいのは、授業にタブレットを柔軟に使いこなすだけの技能を教師が習熟することだと思いますが、私も素人なので、これも中学校の現役の先生に聞きました。

高校、小学校とはまた事情が違うかも知れませんが、聞いた範囲で言いますと、機械の性能や通信速度によって、使える内容が違ってくると思うのですけれども、それ以前にタブレットを使う最大のメリットの一つである、情報の検索なんかでも、フィルターがかかっています。ネットで検索を掛けても、出てくるのは半分ぐらいしかヒットしないということをしていました。

情報発信の機能も番号が公表されていないので、子供同士で情報通信ができないと、それができるアプリは一つしかない、そんな話も聞きました。

使い勝手が悪い。教室で先生がちゃんと監督している下であれば、変なサイトにアクセスをすとか、余計なSNSを使いたいじめ行為が起こることは防げると思うので、もう少し自由度を上げてあげればいいのではないかなと私は思います。そうでないと、タブレットを使う魅力を削いでしまう。そういうふうに意見として申し上げておきます。

ハードのトラブルに関しては、専門業者が学校に駆け付ける仕組みができていますが、また、学校には情報担当の教師がおりまして、接続のトラブルを回復させるぐらいの簡単な対応が行われていることも、総合教育センターに聞いております。

しかし、紙ではできない授業を、タブレットを使ってどうやっていくかということについては、ICTの専門家では分からないわけで、教育とICTの知識を両方持った方が必要で、それが情報担当の先生の役目にもなるのではないかと思いますけれども、そういう人材の育成というのは、もっと必要なのではないかと思うのですが、どのように育成されるか、お聞きいたします。

酒井学校教育課長

ICTに精通した教員の育成をどのようにしていくかというお尋ねです。

まず、県立学校におきましては、情報Iというのが必修科目となっております。この免許所有者につきましては、各校に一人以上配置をされているところでして、この免許保有者の指導力向上に向けて、^{しつ}悉皆で研修を行っているところです。

また、県立学校では、ネットワークの担当者、学習者用端末の管理者、公務支援システムなど、これらの担当者に対する研修会を実施しているところです。

また、御指摘いただきました外部人材というのも活用しております。

ICT支援員という制度も設けておりまして、各県立学校ですとか、一部の市町村教育委員会に対しまして、ICTの専門的な知見を生かしまして、その学校からの相談を受け付けるという制度を設けております。

また、ICTと教育実践の両方に通じる人材の育成ということで、長期研究員制度というものを設けております。

こちらは、2年間長期研修というのを行っておりまして、端末管理やネットワーク管理等を指導主事による指導の下でOJTによる実務研修を行っております。具体的には国などのオンラインセミナーや研修への参加によりまして、最新の動向について情報を収集しているところです。

こちらでは、より専門的な研修ということですので、このICT、それから教育実践、両方に明るい人材を育成していこうと思っっているところです。

御指摘のように、今、働き方改革ということもいわれておりますので、教員以外でもできるものについては、ICTの専門家を活用するという観点も大事だと思っておりますし、また、御指摘のように、両方に通じた人材も必要だということで、その二つの観点から、学校のサポートをしていきたいと考えております。

扶川委員

今おっしゃっていただいたように、働き方改革が重要なので、これも現場の先生から聞いた話ですけども、毎日6コマの内5コマ授業をしていて、残り1コマで事務をやっているような状況で、どうやって新しい事に挑戦していく時間があるのだというようなことを聞きました。今の学校の先生も大抵、高校の先生なら特にそうですけれども、ワープロや表計算やプレゼンテーションソフトぐらいは使いこなせます。ただ、多忙過ぎて、新たな授業に挑戦するだけの意欲が出てこないとおっしゃるわけです。

やはり、教師自体の増員が必要なのではないでしょうか。学校で使うわけですから、サポートする人だけ増やしても、例えば研修に行くために教師が抜けるでしょう。教師の穴埋めは教師しかできないのです。しっかり研修していただくためには、穴を埋める教師が要ります。教師の増員がどうしても必要です。そういう意味では教師の増員に向けて努力していただきたいのですが。

西浦教職員課長

ただいま、GIGAスクール構想、ICT活用の推進に関しまして、働き方改革との一体化の中で進めていくには、教員の増員が必要ではないかという御指摘を頂いたところでございます。

教員数につきましては、国のいわゆる標準法、教職員定数に関する法律に基づいて算定されているところでございますので、これまでも国のほうに定数の改善、加配の要望等を続けてきたところでございます。

今、扶川委員がおっしゃったような県の取組を進めるためにも、引き続き国に定数の改善、加配の要望を行ってまいりたいと考えております。

扶川委員

単独で用意してくださいよ。そのくらいやるべきです。

これからの徳島での宝の人材を養成するのですから。先ほども、介護の分野で国にお願いしてあるという話がありましたけれども、できるところからでいいです。少しずつからでいいです。とにかく、単独の採用でも増やして、徳島県は教育に関しては日本一なのだ。かつて秋田県が胸を張っていたような環境を作ってほしいので、強く要望しておきたいと思います。

次に、主権者教育について伺います。

一昨日、徳島大学で水上塾というのがありまして、私も参加しておりまして、先の参議院選挙の超低投票率に見られるような、政治への関心の低下、これが日本の民主主義の危

機であるという問題意識が議論されました。

その時、ある学生が、議会の傍聴しても、難しくて分からなかったという発言をしておられたので、後で本人に対して、大学生だったら、議会での議論が分からないはずがないでしょうが、何が一体難しいのかと聞きました。すると言葉が難しいのではないと。なぜそういう議論が今されなければいけないのか、それが分からないと。

要するに、社会で今起きている問題自身について知識が足りないのです。だから、投票に行き入れようと思っても判断ができない。これが根本的な問題なのだと思います。

更に聞きますと、新聞を取らず、テレビも見ない学生が多い。これはインターネットで調べましたが、確かにそうです。全国、いろいろな新聞の購読率は2008年度88.6%から、今61.3%。これでも今、実感よりも多いのではないかとされるぐらいですよ。

徳島県は徳島新聞さんが頑張っておられるから、30万世帯、31万世帯に対して22万部ですから、相当なものだと思いますが、しかしそれでも徳島大学の学生さんはほとんど取っていませんよ。

それどころかテレビも見ない。忙しくて見られないということもありますけれど、金がないのです。それについてはもう少し行政が力を入れて応援してもいいのではないかなと私は思いました。

学費を稼ぐのにアルバイトをするだけじゃなくて、中には家にお金を送金している学生までいるという。びっくりしましたけれど。もちろんネットやSNSの情報で間に合うということで、大半の若い人はSNSで情報を得ていますけれど、御承知のとおりフェイクばかりです。

この頃のものは、インターネットを使うと親切なのか、押し付けなのか知りませんが、自分の関心のあるものばかり出てきて、SNSの中でも情報交換を始めるとお気に入りや引用したグループの人ばかりの中での意見交換になって、とても客観的な情報収集なんかできない状況にある。これでは政治の分野に関心が向いてくるわけがないと私は思います。情報に対するリテラシーが育つわけがないと思います。

そこで、学生に食料支援をしたりするのもいいのですが、新聞の購読やテレビの視聴に関してもっとしっかり行政も関わって支援していくべきだと。新聞協会とか新聞社とかが割引しますということをやったり、小中学校の現場には無償で購読していただきます、図書館などへ無償で送りますをやっているのは知っていますよ。

もう一步踏み込んで、下宿をしていたり、自宅で新聞をとっていなかったり、そういう情報から切り離されている若い人たちに対して積極的に支援する方策が必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

酒井学校教育課長

新聞を読む大学生が少ないという問題意識かと思えます。

大学生に対する支援という意味では、直ちにお答えは難しいのですが、小中高校生に対しての今の取組という点でお話をさせていただければと思います。

まず、学習指導要領では新聞を活用した授業を、言語活動の充実とか、あるいは社会に興味を持つとか、そういう点で進められるべきだという趣旨のことが書かれています。

学習指導要領が改訂されたのを機に、教員の関心も更に高まっておりまして、今後は授

業等でのより効果的な活用も進め、児童生徒の読解力の育成など学力向上につなげる必要があると認識しております。

これまでの本県の取組ですけれども、県立学校で新聞記事を授業や家庭学習に活用するとか、校内掲示や研修等での利用によって児童生徒の学習意欲の高揚とか、教員の指導力向上を図るために、徳島新聞社さん、読売新聞社さん、毎日新聞社さん、日本経済新聞社さん、産経新聞社さん、朝日新聞社さんと協定を結びまして、記事の情報の活用というのを図っているところになります。

授業等で活用する新聞記事の選択や扱い方につきましては、学校訪問や研修会等の機会を捉えて、適切な活用が行われるよう指導助言に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

教育現場での活用はどんどん進めていただいているということであれば、それは文部科学省の方針で、それだけ危機感を持っておられるということだと思います。本当にきちんと社会のことを知った主権者を育てなければ、日本の民主主義は危ういわけです。是非進めていっていただきたいですが、たちまち今、若い人たちが新聞を読まない。

テレビさえも余り見ていないです。これは危機的ですよ。これでは投票率が上がらないのは当たり前だし、これからの五年十年先の社会を担う主権者が心配ですよ。

急いでしっかり支援制度を作っていったらどうかと思います。大した事ないでしょう、何百人くらいのもんでしょう、新聞を取っていない学生さん。全額とは言いません、半額くらいは、幾らかは新聞社さんに出していただいて、県と一緒にほとんど無料で読めるくらいの仕組みを作ってあげたら喜ぶと思いますよ。

私も知っている学生には、中古のテレビを集めてきてあげたりしますけれど、本気で若い人を支援する仕組みを作っていないと駄目だと思いますので、是非御検討いただきたい。

今、大学生については答弁する場所がない。今度、県の機構改革があるでしょう、大学生もきちんと支援する、今みたいな議論を受けてくれる場所を作ってくださいよ。機構改革で。教育委員会でやるのかどこでやるのか知りませんが、バラバラにやっているようですけれど、それを是非知事のほうに意見していただきたいとお願いをしておきたいと思います。

時間がないので、保育所と高齢者施設の不適切保育や虐待の問題について伺いますが、保育所に関しては、佐那河内村の事例を受けて研修会を昨日開かれたという報道がありまして評価をいたします。

関連して伺いますが、県は通報があって監査をするとき、また定期監査の際、職員への聞き取りをするように改善されていると思いますが、そういう理解でよろしいですか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、扶川委員より、定期監査におけます職員への聞き取りということでの御質問でございます。

本年6月に設置いたしました、県それから市町村の相談窓口、こちらにつきましては、各保育施設を通じまして、保護者や保育士などに周知をしますとともに、県それから全て

の市町村のホームページにも掲載いたしまして、周知啓発などを行ってきたところでございます。

定期監査なのですけれども、本年度の監査からは不適切な保育に関する確認事項を整理いたしまして、施設におけます研修や保育の実践の振り返りなどの実施状況であったり、施設内で相談体制、話し合う機会、そういうのがきちんと取れているかどうか、その辺のところも重点的に確認をしているところでございます。

職員に対しましては、今回、全ての施設を定期監査しているわけなのですけれども、相談窓口が出来ているということ、職員の一人一人に確認し、きちんと伝わっているかどうか、その辺のところを確認する意味でも、県のホームページのコピーをお渡ししまして、全ての職員に着実に配布いただくようお願いしているところでございます。

なお、事案によってなのですけれども、保育士が相談しにくい状況が想定できるような場合などは、連絡先などを記載した名刺サイズのカードを保育士に配るなど、発見者が一人で抱え込むことがないように、速やかに市町村や県に相談できるように努めておりまして、引き続きこうした手法も用いながら、周知してまいりたいと考えております。

扶川委員

私はアンケート用紙を配ってもらってもいいかなと思ったのですけれども、それいいですね。名刺的なカードね、それを一人一人に渡してということ、これはいいですね。是非直接渡してください。

監視カメラについても調査をしていただいたと思いますが、県内の状況はどうでしたか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、監視カメラの設置状況についての御質問でございます。

見守りのほうの監視カメラの状況の御質問でないかと考えております。

見守りカメラの設置につきましては、各施設の状況に応じまして、保護者の方や保育士の皆さんなど関係者の方が必要性を十分御議論いただきまして、より良い環境づくりにつなげていただく必要があらうかと考えております。

現在、県内の保育所、認定こども園におけます、見守りカメラの設置状況につきましては、これは公立のみの状況ではございますが、現在一つの市町村で設置が全て整っていると聞いております。

扶川委員

隠すことはないですよ、小松島市ですよ。名誉なことだと思ふし隠すことはないです。私は設置していることを評価したいと思ふます。

次に高齢者施設で虐待があったときの対応で、同じように前に議論しましたけれど、通報があったのに、職員の聞き取りをしていなかったということは改善をしていただきたいのですが、その後の検討状況を教えてください。

坂野長寿いきがい課長

県民の方から、介護施設とか事業所等におきまして施設職員等によります虐待が疑われるような通報があった場合には、一次的には市町村が通報を受理して事実確認を行うとともに、虐待の認定を行って県に報告することとなっております。

そして、県につきましては、指導権限のある介護施設とか事業所に対しまして、必要に応じて監査を実施し、事実関係を確認した上で公正かつ適切な措置を執ることといたしております。

特に書面だけでは確認できない場合につきましては、施設職員だけではなく施設入所者に対しても御本人の安全とかプライバシーの保護に配慮した上で、状況を聞き取り、確認を行っているところでございます。

扶川委員

是非、そのような方針を徹底してください。

それから、今保育のほうでありましたけれど、カードを渡す。私は返信用封筒を付けたアンケートでもいいと思います。とにかく目の前では言えないようなことでもきちんと後で聞き取る、情報を送ってくださいねという話を一人一人の職員さんに知らせるべきです。そういうことをやっていただけませんか。

坂野長寿いきがい課長

施設に赴いた際には、虐待の発生とか、その再発を防止するための措置ということで、委員会が開催されているとか、指針が整備されているとか、研修が実施されているとか、その担当者が定められているかという確認をとってございます。

扶川委員からお話があったような形で、職員一人一人にも、虐待の通報がしやすい環境づくりについて、検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

是非、具体化してください。監視カメラについては調査いただきましたか。状況を教えてください。

坂野長寿いきがい課長

高齢者施設におけます、防犯カメラ、監視カメラの設置状況についてでございますが、入所型の高齢者施設に対して調査を行いまして、その際半分くらいの施設から回答があったのですが、そのうち防犯カメラ、監視カメラを設置していると回答した施設が127施設で大体半分くらいございました。

扶川委員

かなり進んでいるんですね。先日、これはサービス付き高齢者向け住宅でしたが、私が虐待があるのではないかと指摘した所は設置されていなかったのですか。

坂野長寿いきがい課長

その施設にも設置はされていたと聞いております。

扶川委員

では、映っていなかったということですか。

坂野長寿いきがい課長

設置場所とか、保存期間とかの関係がございまして、無かったと聞いております。

扶川委員

設置場所についても個人のプライバシーが保たれるようにする必要はあるから、個室については了解の上で設置したらいいと思います。

私の母親もグループホームの部屋の中で倒れまして骨折していたのです。どれくらいたって発見されたか分かりませんが、それがために長いこと入院して認知症が一気に進んでしまいました。そういうことが起こるわけです。早期発見は非常に大事です。本人の命を守ることになる。だから認知症のある方については、本人の同意自体が難しいかも分かりませんから、積極的にそういうところに付けた方がいい。

公の場所については当然全部映るぐらいの配置をすべきです。トイレとか風呂とか、そういう所は付けないのは当たり前ですけど、それぐらいの設置がいるのじゃないかと私は思います。

それで半数くらいが付けておられるということで、通報があった所が映っていなかったということもあるので、設置内容についても、本当に有効なものなのかどうかまで、私は見てほしいなと思います。

そういう勉強会、研修あるいは、県として施設に対する働きかけ、そうしたものをしていただきたいのですが、どうですか。

坂野長寿いきがい課長

監視カメラにつきましては、前日も申し上げたとおり、人の風貌や行動、音声などを録画する機能を有しているところで、写真や音声だけの手段より情報量が多く、設置方法については、プライバシーの関係とかありまして、生活者の個人的な受け止め方の相違とか、社会的にどこまで許容されるかや、時間の経過、世代間の認識の違いなどがございまして、慎重な配慮が求められております。

施設によっては、利用者の状態も異なっておりまして、導入に当たってはカメラ画像を利用する目的が正当であり、撮影の必要性があるか、撮影方法、手段や利用の方法が相当であるか等検討の上、利用者や家族、職員等に対しまして適切な説明と同意を行うなど、事前にプロセスを踏まえた対応が重要となってきておりますので、カメラの設置につきましては、各施設の自主的な判断によるものと考えておりますが、御相談等ございましたら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

扶川委員

相談するということは、県自身の考え方を持っているということですね。

一種のマニュアルみたいなものを用意しておいて、相談があったらいつでもそれに対応

して助言しますよと。私はもう一步踏み込んで、資機材の補助もしてもいいくらいだと思っておりますが、今、相談があれば、問題ない形でこうやれば設置できますよという対応ができるのですね。

坂野長寿いきがい課長

先ほども申し上げたとおり、監視カメラの設置に当たっては、それぞれの調整を図るところがございまして、そのあたりについての御説明はさせていただくということでございます。

扶川委員

一般論、抽象論では駄目ですよ。具体的にこういうふうな形で設置している所があるという事例の紹介であるとか、それによって問題が起きていないというような紹介であるとか、本当に設置して大丈夫だな、問題が起らないなと確信を持てるような情報を提供して、促進していただきたいと思っております。

そういう研修会みたいなものを是非呼び掛けて、団体があるのでしたら団体に呼び掛けてやっていただきたいのですが、そういうことはできませんか。

坂野長寿いきがい課長

監視カメラの設置につきましては、先に導入されている施設の状況の把握に努めまして、好事例がありましたら、周知できる方法を検討したいと考えております。

扶川委員

周知していただけるということでしたので、県に相談に行ったら好事例も蓄積していて問題なく設置ができるぞというような理解が進むように、周知啓発をしていただきたいと思っております。

経営が大変というような話は、介護施設も一緒ですから、できることならば県としてもインセンティブを与える補助制度を作っていただきたい。このことを要望して終わりたいと思っております。

長池委員

私が子供の頃はテレビばかり見たらあかんでよと、よく怒られたものですが、時代が変わって、テレビを見ましようという時代になってきているのかなと思っております。

こども食堂、子供の居場所ということで、先の代表質問の中で我が会派の庄野議員から、子供の貧困対策ということで、特にひとり親家庭であったりとか、そうした貧困対策についてという質問がありました。

まずは調査をしていくという御答弁があったと思うのですが、その調査について少し、どういった内容であるかとかを教えていただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

原田こども家庭支援課長

ただいま、長池委員より、本会議における答弁の中で調査事業に着手をしたということ

で御質問を頂きました。

こちらの調査につきましては、二つございます。

一つ目の調査につきましては、子供の生活状況調査というものでございます。

こちらは、県単独で実施するものでございまして、徳島県における子供政策の推進に当たっての課題や施策の方向性を検討するために、子供と保護者の生活状況を把握するための実態調査となります。

調査の概要でございます。

調査の対象者につきましては、県内在住の小学校5年生及び保護者600世帯、並びに中学校2年生の生徒及び保護者600世帯を対象としておりまして、小学校10校中学校6校程度を選出させていただいております。

なお、調査票の中身につきましては、小中学生につきましては全部で24問ございますが、主なものとしましては、学校の授業以外でどのように勉強しているかとか、その際に塾であるとか家庭教師、御自分で勉強しているかといったような学習の状況、また将来の進学希望だったり、また子供の居場所、こども食堂などを御利用した経験があるかとか、またヤングケアラーを御存じであるかとか、そういった質問の中身になってございます。

また保護者の方につきましては質問数が30問程度ございまして、現在の暮らしの状況、ゆとりがあるかないかとか、収入の調査もさせていただくとともに、子供が大学とか高校まで進学すると思うかとか、さらには、就学援助児童扶養手当などの支援制度の御利用を頂いている状況、また近くにこども食堂があれば参加したいかなどの設問となっております。

二つ目の調査を御説明したいと思います。

こちらにつきましては、ひとり親家庭のニーズ等に関するアンケートでございます。

こちらと同じく子供施策を考える上で、特にひとり親施策の推進に当たっての調査としております。

こちらは先の9月補正でお認めいただきました、とくしま夢みらい応援便はひとり親家庭に向けての日用品をサポート、お送りする事業でございますが、こちらの申込みの受付に合わせてニーズを調査させていただいております。

調査対象者につきましては、県内の児童扶養手当の受給世帯などの約6,000世帯を対象にしてございます。

質問内容の代表例といたしましては、就労時間や収入支出の状況の変化、また相談相手の有無であったりとか、就職・転職のための目指したい資格でありましたり、また行政に力を入れてほしい支援、分野であるとか、そういった中身のことをニーズとして、アンケートにて聞き取りをしていきたいと考えてございます。

今、実施状況としましては、子供の生活状況調査におきましては、年末までに調査票を締切りという形で現在回収しつつございますが、1月あたりから取りまとめに着手していきたいと思っています。

またひとり親のアンケート調査につきましても、去る12月15日に受付を開始しまして、対象世帯の方には事前にリーフレット等を送付させていただきまして、12月17日時点のアンケートの回収が1,700件余りという形になっているところでございます。

長池委員

11月末の事前委員会で、私から実態調査をしてはという提案の中で、こういうふうな準備、実施をしていただいていたのは良かったなと思っております。まず生活状況ということで小学校中学校600世帯ずつということでして、年内には回収して1月には取りまとめていくと。

非常に結果が気になるころなのですが、ひとり親家庭のほうも日用品の配付と一緒にアンケートということで今も随時返ってきていると。

双方ともこの結果というのは、公表するのですか。一応子供政策のために役立てるということでございましたので、十分このアンケート自体に意味はあると思うのですが、その後の公表とか、そういった点はどうお考えなのでしょうか。

原田こども家庭支援課長

長池委員より、調査の公表時期の御質問かと思えます。

こちらにつきましては、1月に調査を取りまとめ、年度内に分析をかけながら、調査結果の概要を整えていきたいと存じます。

ひとり親家庭につきましても、2月29日がアンケート回収の最終的な締切り、こちらはとくしま夢みらい応援の受付の最終日と重なるものでございます。このようなアンケートの集計を年度内にかけてさせていただけたらと思えます。

なお、公表の時期につきましては、こういった複数の調査を取りまとめして、分析をしながらしていくわけですが、この調査自体が県の子供計画を作成していくための基礎資料でございますので、この子供計画を審議する場であったりとか、そういったところにおきまして、この調査の部分を公表させていただきながら、子供計画等々も含めて、施策の議論の俎上^そに載せさせていただけたらと思えます。

長池委員

わかりました。

貧困であったり、そういうのが、徳島では余りないというのが本当は望むべきところなのですが、実際はそういうのが数値で現れてくるのかなという形で、しっかり見守っていききたいと思えます。

行動計画でしたか、目標設定で、こども食堂も含めてですが、こどもの居場所というのを確か目標値に定めていたと思えます。180だか200だか。こどもの居場所の目標値という設定の意味であったり、そのあたりを教えてくださいたいのですが。

原田こども家庭支援課長

長池委員より、先の総務委員会におきまして新たな総合計画素案の概要につきまして、県の行動計画、新未来創生総合計画の資料の中で、子供の居場所につきましても、K P Iという形で載せさせていただいております。

こちらにつきましては、子供の居場所の箇所数につきましては2022年度実績で98か所でございます。

このうち、特にこどもの居場所ということで、大部分はこども食堂で80か所、それ以外はプレイパークでありましたり、フリースクールなどの居場所づくりに取り組まれている団体の箇所を入れてございます。

こちらが2028年度の目標案としまして、180か所と記載してございます。180か所を目指す理由としましては、各小学校区が180余りございますので、こういったところの箇所数というのを目標にさせていただいて、やはり子供たちに身近なこども食堂が、お一人でも通える範囲ということも考えながら、まずは180か所を目標案という形でお示しをさせていただいたところでございます。

長池委員

小学校区と同じ数を目標にするというのは、実は従来からそういった話がありました。要は子供たち、特に小学生というのは、学校では自分の校区を出てはいけないと教わる。だから隣の小学校の校区にあるこども食堂は子供一人では行けない。そういうのがあって、もう随分前から全国のこども食堂の仲間たちと言いますか、最近はむすびえとかテレビでもよく出ていますけれど、あのあたりは目標値を小学校区の数にすべきだということで、私も確か委員会であったり代表質問でもそういう話をしたような記憶がありますが、ようやくそういった目標が設定されたということで有り難いと言いますか、うれしい限りではございます。

ただ、今100ぐらいのこども食堂だったり居場所を倍増させるわけですから、数を増やせばいいという問題ではなくて、やはり中身も必要ですし、それに対する県の支援というのも今以上に重要になってくると思うのですが、県の支援策というのが、こども食堂で使えるような物資を調達して送っていただいているようですが、現状の支援策というのがどうか、また将来性としてどういうのを考えているかとか、言える範囲でお答えいただけたらと思います。

原田こども家庭支援課長

こども食堂への御支援につきまして、今の状況でございます。

こちらにつきましては、令和5年度の事業で申し上げさせていただきますと、まず食料支援につきましては、令和5年6月補正におきまして6,500万円の予算を頂いてございます。

こちらは、こどもの居場所緊急支援事業という形でございます。子供の居場所活動に御参加されている団体に対して、お米などの県産食材の緊急配付という形の事業の建て付けとなっております。実施時期につきましては、9月末から10月、ほぼ10月からになりますが、年明けの3月までという形です。

配付の件数は11月末時点の2か月間の件数でございますが、延べ94団体でございます。人数としましては、7,950人相当に対応する食品のセット数をお送りさせていただいているところでございます。

また、食材支援のみならず、新規開設を行います団体さん向けに、中間支援団体でありますNPO法人さんをお願いしまして、寄り添い支援員という形で配置をさせていただいて、当初予算で300万円、次の6月補正予算で500万円、計800万円の事業をお願いしてお

りまして、新規開設50か所に相当する開設支援であったり、そうした形で新しくこども食堂の開設に取り組む方々への相談事であったりとか、そうした形で御支援させていただいているところでございます。

長池委員

事前委員会でも言いましたが、やはり物資を頂いたこども食堂さんなんか、今は県からこういうお米を頂いたりして本当に有り難いという感謝の言葉と同時に、でも県の予算はいつパッと終わるか分からないよねということで、やはりそれに備えて自力でいろいろ物資を集めたり、工夫しなきゃいけないよねというふうな話をしておりました。

大きな目標を掲げているわけでございますので、是非とも今年度だけというわけではなく、引き続き支援を継続すべき、さらには大きくすべきと思うのですが、食料支援が10月から3月までというのは、3月になったら途切れてしまうのか。予算の関係でまた来年の10月からになるとか、そのあたりは継続的にきちんとできるのかどうか、見通しがあればお答えいただきたい。

原田こども家庭支援課長

今後のこども食堂の運営継続についての御質問でございます。

こちらにつきましては、先ほど長池委員より触れていただきました、総合計画の概要につきましても、KPIだけではなく計画案としましても、子供の居場所を安定的に持続可能な形で広げていくために、ネットワーク化による連携強化や、また新規開設及び運営継続を支援するという形で案も示されてございます。

我々としましては計画にのっとった形で、こども食堂の皆様の安定的な運営、しかも開設支援だけではなく、引き続き継続できるような形を考えていきたいと思っております。

来年度以降の事業の仕立てにつきましては、まだ予算ということもございまして今申し上げることはできませんが、こういった計画の中での事業を推し進めていくということにつきましては、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。また長池委員がおっしゃるような、行政だけではなく民間の様々な方々から御支援を頂くような働き掛けという部分も大切にしていきながら、NPO法人さんと活動を一緒にしながら、広く支援の輪を広げていくような取組もしていきたいと存じますので、どうかよろしくお願ひいたします。

長池委員

急に物をくれたり急にくれなくなったりするのが一番大変なのだろうと思っておりますので、年度末に向けてある程度見込みがあれば、教えてあげるのも一つの手かなと思っております。要は、全般的にはしっかり継続していただきたいなということです。

こども食堂って最初は本当に御飯を食べられない、そんな貧困の子供を見るに見かねた大人が始めた慈善活動といいますか、ボランティア活動なのですが、今や徳島県だけでも100か所以上、全国でも数千箇所ということで、一つの子供の居場所と言いますか、子供インフラとして重要な役を担っております。

またそんな所でいろいろ地域の大人たちに囲まれて食事をして、ワイワイ言って育った子供がまた5年後10年後、地域に戻ってくるのかなという人材育成の場にもなりつつある

ということで、私はこの事業は継続するべき、それも長いスパンでの人材育成という大事な役割を担っているのだらうなと思いますので、今度、県庁内が組織改編されますが、子供の居場所課くらい作ってもらってもいいのではないかと思いますので、意見として述べておきます。

福山委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（11時57分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

質疑をどうぞ。

長池委員

県立ホールの件でございます。

県立ホールは様々な使い方があります。新しい知事になってから2,000席を1,500席ぐらいにという話の中で、小ホールは市が造ったらみたいな話もありましたが、ここにきて新しい計画が出来たということでございます。

私としては、県立ホールというのはコンサートだったりイベントであったりというのに目が行きがちですが、私自身の考えとしては県民が利用するものだという認識です。

いわゆる文化活動。子供たちを含め文化活動の場、さらに最近では生涯学習という言葉がよく聞かれますが、高齢者であったり、大人にとってもいろいろ自分たちの生涯学習の成果を発表したりする場でもありますし、そういった意味でホールというのは、文化であったり、学習であったり、教育の場という意味で重要性は皆さんも共有できるのだらうなと思っておりますが、そういう意味でこの次世代育成・少子高齢化対策特別委員会でも少し確認を、公の場でしておきたいと思っております。

徳島市役所前の市の文化センター跡に予定しております、これを現計画という言い方をしますが、現在の計画のこれまでの経緯、ちょうど市立から県立へということで、事業主体が移行したわけですが、それがいつぐらいで、これまでどういうスケジュールでここまでできたかというのを御説明いただけたらと思っております。

益田文化・未来創造課長

新ホールの現計画の今までのスケジュールについての御質問でございます。

長池委員がおっしゃるように新ホールというものは、県民の皆様に鑑賞の機会を提供するとともに、発表等を行う県民活動の場でもございます。

子供たちにとりましても、本物の文化芸術に触れる場であり、また日頃の練習の成果等を発表、表現する場でもございます。

ただ、この度の県都のまちづくりの観点から新たな県の方針として、新たにJR車両基地の現在の新ホール計画地移設を検討し、それに伴いまして、藍場浜公園西エリアを新たな場所として、お示ししたところでございます。

現計画のスケジュールでございますが、令和2年9月に徳島市から新ホール整備の早期

実現について緊急要望を頂きまして、その後約半年で整備基本計画を作成して、県市協定を締結、設計期間は約2年、工事期間は約3年かけまして、令和9年9月に全体開館の予定となっていたところでございます。

長池委員

もう一つ確認しますが、市から県で整備してくださいという話が令和2年9月ということで、今よく言われている市との協定というのがある、公募があり、業者選定し、いろいろ様々なのですが、そのあたりをもう少し、うったてを教えてくださいと思います。

益田文化・未来創造課長

スケジュールをもう少し詳細にという御質問でございます。

令和2年9月に徳島市から新ホール整備の早期実現の緊急要望がございまして、令和3年3月にアンケートやパブリックコメントを経まして、整備基本計画を作成しまして、県市協調新ホール整備に関する基本協定を締結したところでございます。現在、それぞれの役割に応じて進めているところでございます。

長池委員

業者も決まっています、業者との契約は今どういう段階になっているのか、もう既に金額も決まって出来ているのか、設計図も出来ているのか、もう着工しているのですか、今の段階を教えてください。

益田文化・未来創造課長

現計画のJV事業者との契約状況についてでございます。

現計画につきましては、令和3年9月に優先交渉者を選定させていただきまして、11月に基本設計の契約を締結、令和4年6月に基本設計を完了いたしまして、令和4年7月に実施設計の契約を締結しているところでございます。

現在、実施設計が12月に完了することになっておりまして、成果の提出を頂き、現在審査しているところでございます。

長池委員

まだ、着工には至っていないという判断でいいのですかね。設計の契約というのは、まだ巻いていないということよろしいのですか。

益田文化・未来創造課長

設計の契約は巻いてございます。一部、申請業務等を変更いたしまして、こちらで現在それを除いた形に変更契約を巻いて、それに基づく成果を頂き、現在審査をしている状況でございます。

長池委員

設計は出来ているんですね。建設の契約というのは巻いているのですか、それとも巻いていないのか、着工しているのか、していないのか、本来の計画だったらもう既に着工できていたのかどうか、そのあたりの本来のスケジュール感も併せてお願いします。

益田文化・未来創造課長

当初の契約によりますと令和5年8月に実施設計を完了し、工事着工している予定でございますが、現在ホールの新しい方針も出まして、工事には着工しておりません。

長池委員

細かい事を言いますが、建設の着工はしていないけれど金額も決めて、契約は全部最後までやるような契約を巻いているのですか、巻いていないのですか。

益田文化・未来創造課長

工事の契約は、まだでございます。

基本協定というのは、JV事業者と巻いておりまして、基本設計、実施設計、そして工事にかかるという協定を巻いてございますが、工事に関する契約はまだ巻いてございません。

長池委員

分かりました。それで何となく分かりました。

まずは、市から要望があって、市と県市協調でやっていきますよという協定を令和3年3月に巻きまして、今度は業者との協定を基本設計であったり、実施設計であったり、建設の協定を巻いてはいるけれども、基本設計の契約、実施設計の契約は既にもう完了しているということですね。設計が今月完了するということで、続いて具体的な建設の契約を巻く前ということで、それを巻いて着工すれば令和9年9月にはオープンという流れで理解しているのですけれども、間違いないでしょうか。

益田文化・未来創造課長

長池委員のおっしゃるとおりでございます。

長池委員

我が会派の庄野議員は、市との協定というものをしっかり巻いてあるのだから、それを反故にすると言うか、台無しにするのかという主張もありますが、その市との協定との後も業者との協定もあるということで、これまで進めてきたわけでありまして、実施設計、いわゆる詳細な設計も出来上がってきているということでございまして、後は建てるだけというふうな。その建てるに当たっての細かな契約はまだしていないという状況でして、令和2年の9月に市から要望があって、令和9年9月にオープンの予定だったということでございますので、大体7年ぐらい、要望があってから7年ぐらい掛かっているのだなというのが、ここで確認できました。新しい計画を新計画とここでは言いたいと思うのですが、今までのこの流れの中で行くと新計画というのは、どこの位置にあたるのですか。多

分私の見立てでは、市からの要望の前のように感じるのですが、そのあたりどういう認識でしょうか。

益田文化・未来創造課長

新計画の今の状況というのは現計画のどのあたりかという御質問でございます。

藍場浜公園西エリアの新ホール整備のスケジュールと現在を置き換えることはなかなか困難ではございますが、市との協議も今後必要と考えております。

今後は、藍場浜公園西エリアを検討するに当たりまして、施設規模、機能等の詳細検討を進める必要がございまして、今後そのあたりのスケジュール等も具体化してお示しすることが必要と考えております。

長池委員

現計画の市からの要望があつてからオープンまで、それなりの時間が掛かるわけですが、新しい計画のほうは多分、更に掛かるだろうなというのが予想されます。というのは、市からの要望がないですから、今の段階ではどちらかというところと反対。さらには要望がないどころか、市との協定があります。それをどうするか。

今回、お聞きのとおり業者との協定も結んでいるというのがあつて、それをどうするかという問題もあります。

さらに、その業者との協定をどういうふうに扱うかによって、多分次の業者を選ぶときにも非常に関わってくるのだらうな。同じ業者でいきますという話をすればまた別なんでしょうが、業者を変える、設計ももちろん変えないといけないので、全部変えていくとなると前の業者さんとの協定をどう扱うか、違約金を払うなり何なりしないといけないんでしょうが、そのあたりの話をきちっとしないと、次の業者も安心して協定が結ばれませんものね。徳島のホールはもう触らんほうがええぞとなりますよ、業界的には。

そんな心配事もあるのですよ。文化財があるから今のところは遅れますよと本会議での知事の答弁がありましたが、それどころでないような気がします。

もう一つは、市からの要望がある前には、ずっと歴代の市長が先頭に立っているいろいろな案を出して転々としておりました。そういうのをいれると、大方二十年前後、もっと前になるのかも知れませんが、そのぐらい紆余曲折がある現計画でして、ようやく落ち着いたということで、県民も安堵していたところに、また知事が変わったから、変更になると。

今県民から聞こえてくるのは、それなら、今の知事が変わったらまた変わるのだらうなという話になるのですね。だから本当に混沌としております。

例えばこの20年間、少し時間がないので簡単に聞きますけれども、現計画に行き着くまでに、何か携わった方はこの中でおりますか。中身までは聞きません。少しでも携わったという方、今の立場ではなくて、15年、20年前は全然違う立場でしょうけれども、ちょっと手を挙げてもらえます。あ、いないのですか、この中には。それでは、どちらでもいいという感じですね。

扶川委員は、高架の反対から携わっていますからね。それは長きにわたって携わってきているでしょう。そんな人から急いで事は仕損じるみたいなことを言われたので、ショックを受けているのです。

今までに費やした時間、労力、お金だけではないですよ。そういうものと県民の今の感覚というのは、少しずれているのではないかなというふうに私は考えています。

知事は着工まで3年、完成まで3年と言いましたが、とてもではないけれども、そんなものは無理だろうというのが私の見立てでありまして、これ以上、ここで議論をしても答えが出ないことですので、しっかりと議会で皆さんと一緒に考えていかなければいけない問題だと思います。

知事って上手なのですよ。PRが。本当に上手なのです。彼とは相手として何回も戦ってきましたから、アリーナの件とかね、上手に言うのですよ。

だから、ユーチューバーみたいなものでね、変わったことを言って、今までの案を守ろうとするのを、抵抗勢力みたいにして、未来志向、未来志向と言って、前の案を守ろうとすると、古い考えみたいに言うので、非常に扱いにくいのです、今の知事は。

ただ、何となく冒頭に言ったように、教育の場であり、文化の場であるホールというのが、経済とかにぎわいとか、そちらの材料として扱われているような気がして。文化センターは教育の場であり、文化活動の場なのです。それを、経済のにぎわいなどと言われても保証もないし、御成婚広場で文化センターを造って、北口を開発したらにぎわうかって、そんなの失敗している都市はいっぱいありますから。閑散としている北口の駅がいっぱいあるのですよ。全国に。

そんなもののために、4年も5年もまた完成が遅れてしまうような今の新計画に対しては、ストップを掛けなければいけないという立場で、先ほどからお話をさせてもらっております。もう時間はないと思うのですが、一応、今確認したとおり、現計画には長きにわたって節目節目でいろいろな契約もされておりますし、既に解体等も含めて、お金も実際に掛かっております。

私も、青少年センターを解体する時はもめました。子供会の会長なのでね。せっかく慣れ親しんだ青少年センターを、まだ使えるのに耐震補強したばかりなのに、今度は狭くなるみたいよとか、そんな話でもめましたけれども、それは他の建物も一緒と思います。

いろいろな方がいろいろな方を説得し、頭を下げ、納得してもらって今の案があるということの重みを、理事者の方も知事が言っているからしょうがないという顔をしていますけれども、やはり理事者としても、芯を持って、この文化行政、教育行政というものを、真剣に考えていただいて、知事に提言できるのだったら提言していただくというぐらいの気概を持っていただきたいなど。要望ではない、希望ですね。以上で落としどころがないので終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。ただいま岡田議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね

15分とする申合せがなされておりますので、よろしく申し上げます。

それでは質疑をどうぞ。

岡田議員

未来創生文化部こども未来局こどもまんなか政策課にお聞きします。

本委員会の付議事件であります次世代人材育成や、人口減少、少子化対策に関する事項に関してです。

井下議員も総務委員会でおっしゃっていましたが、従来、特定不妊治療と言われていた体外受精、顕微授精が今年の4月から保険診療で、生殖補助医療という名称となり保険適用となりました。

保険適用以前は、国の助成制度を活用し、県においても、このとり応援事業として、1子ごとに6回の治療に対して、初回最大30万円、その後1回の治療につき、15万円までの助成がありました。

保険適用後も、助成を続けている自治体が4市ありますが、大半は県と同時に終了しています。今までどおり、県が助成を行うのであれば、市町村も県がするのならやってくれと思います。

このことに関して気になる新聞の投稿を見ました。10月31日付けの徳島新聞の読者の手紙です。題目は子を授かりたい願い平等にで、匿名の方です。

投稿された方は、不妊治療を行っているものの、まだ一度も出産がかなっておらず、保険適用のチャンスがあと数回しかなく、回数がなくなったときに、夫婦の不妊治療を諦めるときだと考えているとのこと。

保険適用外になると、経済的負担が大きくなるため、余裕がある人にしか不妊治療は続けられない。私たちにはそんなことはできませんと、切実な声を書かれ、当事者にならないと分からない苦しさや辛さもあるとのこと、そしてこの声が首長や知事の元に届いてくれたらとの思いがつづられていました。

この投稿を読んで、切実に子供を授かりたいとの熱い思いと、切実な願いを心痛く感じ取り、どうかしてあげたいとの思いで質問するものです。

また、保険適用になったとはいえ、一定額の負担は必要なため、この方も含め複数回チャレンジされる方も多くおられる状況の中で、経済的負担は大きいといった声も聞いております。

そこでお伺いします。これまで県がこのとり応援事業として助成を行ってきた件数と、そのうち、出産に結びついた件数が分かれば教えてください。そして、不妊治療に取り組む皆さんの経済的負担軽減のため、このとり応援事業の再構築をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、岡田委員外議員より、不妊治療の助成に関しての御質問を頂戴いたしました。

県では、健やかに子供を産み育てる環境づくりを進める観点から、国の助成制度を活用いたしまして、平成16年度から不妊治療が保険適用になるまでの間、このとり応援事業

といたしまして、保険適用外の不妊治療に対しまして、1回30万円を上限に国が示します年齢に応じた基準回数まで、延べ1万1,280件の不妊治療に対して、助成を行ってきたところでございます。

また、このうち、出産に結びついた実績でございますが、全ての年度のデータではないのですけれども、平成21年度から平成29年度までの9年間につきまして、追跡調査を行っておりまして、飽くまでその期間の調査結果ということにはなりますが、県の助成による治療を行った方のうち、約2割の方が出産に結びついたというようなデータがございます。

なお、県におきましては、不妊治療の保険適用に伴いまして、治療に係ります県の助成事業は終了いたしました。妊娠を希望される御夫婦が自身の健康状態を知っていただき、必要な方が早期に不妊治療に取り組むための新たな取組といたしまして、妊孕性、難しい字なのですけれども、これは妊娠をする力ということで、この検査に係ります助成事業を先週スタートさせたところでございます。

この新たな助成事業につきましては、不妊治療が女性だけの問題ではなく、その原因の約半数が男性側にもあるというような統計を踏まえまして、早い段階から御夫婦の妊娠する力であったり、妊娠に対する正しい知識、これらを持っていただくため、県下の産婦人科の医療機関と連携をいたしまして、御夫婦で受けていただく検査に対する費用に助成を行っているものでございます。

岡田議員お話のとおり、不妊治療への助成につきましては、出産を希望される方が経済的な負担を理由に治療を諦めることがないように、基礎自治体である市町村の声を聞くとともに、他県の状況等も調査をしながら、検討してまいりたいと考えております。

岡田議員

説明ありがとうございます。

2004年、平成16年から2022年、令和4年の19年間に、1万1,280件の利用があり、そのうち約20%の方が出産に至っていると仮定した場合、年間118人生まれたことになり、不妊治療に対する助成は、確実に効果がある少子化対策であると言えます。

是非とも、保険適用超過分を含めたこのとり応援事業の再構築を要望して、この質疑を終わります。

続きまして、保健福祉部医療政策課にお聞きします。

本県の医師不足、医療従事者の不足、特に看護師の補充のため年中募集を行っている事例をよく耳にします。

昔はなかったイベント時においての、募集案内や、チラシなども見かけます。

医師は地域枠を設定してもなかなか思うように集まらない厳しい現状の中、御努力されておられることに感謝申し上げます。

さて、看護師不足は病院の運営に直接影響を与えます。そのため、看護師の養成課程全般を県として援助し、看護師人材をより多く確保する必要があると思います。

例えば、看護師を養成する看護学校の生徒の募集に際して、好条件の奨学金や、授業料免除を積極的に県が支援するのはどうでしょうか。

12月7日の徳島新聞の報道によりますと、三好市医師会准看護学院2026年3月廃止の可

能性とありました。

看護学院の運営費は、生徒からの授業料、国、県の補助金1,000万円程度で賄っており、現在、市町からの補助金はない状況ですが、請願と陳情により、三好市と東みよし町は、補助金について協議をしているようです。

第一には、20人の定員の生徒が集まらないので運営費が不足しているためだと思います。県としても、三好市医師会の看護学校でもあることと、県西部地域の看護職不足を解消する目的で、現在の補助金を増額して、学院運営の助けをしてはどうでしょうか。2点について答弁を求めます。

金丸医療政策課長

看護人材の確保に関する御質問でございます。

まず、看護学校の生徒募集に際して、県が積極的に支援をしてはどうかとの御質問でございますが、看護人材の確保対策につきまして、これまで県といたしましては、看護師等養成所に対する運営支援をはじめといたします養成力の確保、また、将来県内で就労する意欲のある、看護学生への修学資金の貸与による県内定着の促進など、養成から定着まで一体的な取組を進めているところでございます。

このうち、看護学生への修学資金につきましては、学校養成所の種別ごとに授業料に相当する貸与上限額を定めておりまして、例えば、准看護師養成所に通う学生に対しましては、国公立の場合には月額1万5,000円、民間立では月額2万1,000円の貸与を行っており、卒業後、県内医療機関等で5年間勤務いただくことにより、全額返還免除となる制度となっております。

これによりまして、毎年度修学資金貸与者の8割から9割の方々が県内で就労をされているという状況になってございます。

県といたしましては、引き続き、こうした事業を推進いたしまして、更なる看護人材の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県として准看護師養成所への補助金を増額し、運営支援の一助としてはどうかとの御質問でございますが、三好市医師会准看護学院におかれましては、学生が卒業後、准看護師として就職された方のうち、約8割が県西部に定着をされておりました、これまで地域における、准看護師の養成確保に一定の役割を果たしていただいていると認識をいたしております。

これに対しまして、県といたしましては、国が3分の2、県が3分の1を出資しております、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、運営費補助金として毎年度約1,000万円程度交付しているところでございます。

一方、令和4年度の入試以降、三好市医師会准看護学院の受験者数、それから、入学者数ともに、定員の20名を下回り、本年度の入学者数は7名と、授業料収入の減少に伴い、運営面が厳しい状況にあると承知をしておりました、安定的な運営が可能となりますよう、学生数の増員を図る必要があると考えております。

県といたしましては、これまで、中学生、高校生など、早い段階から看護の魅力に触れ、様々な体験をしていただくことで、看護職が若者に選ばれる職業となるよう、県看護協会等と密接に連携をし、看護職の魅力発信に努めているところでございます。

今後におきましても、更なる看護人材の養成、確保を進めるため、引き続き看護学院への継続的な支援を行いますとともに、請願や陳情を採択されました、地元市町とも連携をし、三好市医師会准看護学院の学生数の増加が図られ、適切な運営がなされるよう、県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡田議員

その学院は、年額36万円の授業料なのです。入学金が7万円、約40万円から50万円で10人分ぐらい足りないとなったら、500万円のお金となりますね。

だから、そういうことも少し視野に入れて、是非とも、徳島県の医療を守る取組として、県が先頭に立って、看護学生の待遇を良くすることに取り組み、現在行われている支援策について、更なる拡大を図り、学生募集にも全面協力していただくことをお願いするとともに、徳島県の医療を守るため、三好市医師会准看護学院が継続できますよう、徳島県として御尽力をよろしく願いして、私の質疑を終わります。

福山委員長

以上で、質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（13時37分）